

令和5年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた
地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について
(公募要領)

令和5年1月17日
環境省大臣官房地域政策課

環境省では、地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けて、各地域において地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領及び別添資料に記載するとおりですので、応募される方は、熟読していただくようお願いいたします。

なお、本公募は、令和5年度予算成立等を前提に行うものです。

また、活動団体として選定された場合には、環境省が後日別途請負者と契約する「令和5年度環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務」（以下、「PF構築業務」という。）において各種取組を実施いたしますので、ご注意ください。契約の内容によっては、活動団体の選定後に取組内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

公募要領目次

I. 令和5年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた 地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について

1. 公募目的
2. 公募対象
3. 審査
4. 選定における審査項目
5. 公募説明会
6. 応募方法等
7. 取組内容、事業予算等

II. 留意事項等

1. 事業開始
2. 事業完了日
3. 留意点

I. 令和5年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について

1. 公募目的

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）においては、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくことを掲げています。

その中で、各地域が地域の活力を最大限に発揮しながら、持続可能な自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて地域同士が資源を補完し支え合い、環境・経済・社会を統合的に向上させる「地域循環共生圏」の創造という概念を新たに打ち出しました。

「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業（以下「地域循環共生圏PF事業」という。）」は、各地域における地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、本公募要領の元に「地域循環共生圏の創造に向けた環境整備（以下「環境整備」という。）」に取り組む地域を募集します。

2. 公募対象

公募の対象は、地方公共団体又は、地方公共団体と連携し地域循環共生圏創造に取り組む民間団体若しくは協議会（以下「活動団体」という。）とします。

また、複数の地方公共団体の連携による活動についても、代表団体が申請する形で対象とします。

なお、再生可能エネルギーの活用による脱炭素社会構築のみを想定している場合には、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」等のエネルギー対策特別会計による補助事業の活用をご検討ください。

（参考）https://www.env.go.jp/guide/budget/r05/page_00152.html

3. 審査

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、ふさわしいと考えられる活動団体を、9団体程度選定する予定です。詳細な審査方法等は以下のとおりです（審査は非公開）。なお、応募から本審査までの間に、必要に応じて応募主体へ環境省（地方環境事務所及び採択後に伴走支援を行う環境パートナーシップオフィス含む。）がヒアリング等を行う場合があります。ヒアリングを円滑なものにするため、必要に応じ、応募申請書等の書類を環境パートナーシップオフィスに共有いたします。

（1）書類審査

環境省で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査します。例えば、応募書類の明らかな記入誤り（書式・活動内容等）や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

(2) 本審査

書類審査を通過した応募について、地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築に向けた有識者会議（外部有識者で構成。以下「有識者会議」という。）において、「活動団体の公募に係る応募書類審査の手順について」【別添1】及び「活動団体の公募に係る審査基準及び採点表」【別添2】に基づき厳正に審査します。

(3) 活動団体の決定

活動団体の採否の決定は、有識者会議による審査を基に行います。決定に当たっては、審査結果や予算の都合等により、選定された活動団体の取組内容を一部変更することがあります。なお、今回申請する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。

環境整備に係る事業実施期間については、原則単年度とします。

4. 選定における審査項目

活動団体の選定における審査項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

(1) 書面審査における審査項目

- ・必要な内容が記載されているか。
- ・必要書類が添付されているか。
- ・民間団体又は協議会が活動団体の場合は、本事業において地方公共団体の協力を証する文書が添付されているか。

(2) 有識者会議における審査項目

① 本事業への応募理由

- ・地域の現状と課題が適切に把握されているか。地域の資源が、持続可能に活用できる資源量（ポテンシャル）も含めて把握できているか。
- ・地域循環共生圏の構築を通じてありたい地域の姿やそれを目指す動機が、上記の地域課題等を踏まえ、地域循環共生圏の概念に沿った適切なものとなっているか。

② 実施体制

- ・プラットフォームに参画する又は活動団体が参画を呼びかける予定のステークホルダー及びその役割は適切か。新しいステークホルダーを受け入れる予定があり、そのステークホルダーに多様性があるかどうか。応募主体が地方公共団体でない場合、活動団体と地方公共団体とが適切に連携できる体制を構築できる見込みがあるか。
- ・応募団体内で本活動を適切に実施できる体制が整備されているか。
- ・本事業における活動スケジュールは適切か。

③ 実現したいローカルSDGs事業

- ・実現したいローカルSDGs事業の実現可能性について、適切に検討がなされているか。経済的・社会的な持続可能性があるか。
- ・ローカルSDGs事業によって実現したい変化が、地域の環境・経済・社会に裨益するものとなっているか。
- ・当該事業の効果を計測するための指標は適切か。

5. 公募説明会

本事業の公募説明会を、令和5年1月23日（月）にオンラインにて開催します。また、後日YouTubeにてアーカイブ配信を行います。活動団体の主たる担当者につきましては、公募説明会に参加又は公募説明会のアーカイブ動画を視聴し、事業内容の把握をお願いいたします。アドレスについては下記の環境省ホームページのURL より御覧ください。

https://www.env.go.jp/press/press_01015.html

6. 応募方法等

(1) 応募方法

公募期間内に、応募に必要な書類を電子メールにより提出してください。

(2) 公募期間

令和5年1月17日（火）から令和5年2月15日（水）17:00 必着

(3) 応募に必要な書類

① 応募申請書【様式1】

- ・民間団体又は協議会が活動団体の場合は、定款や規約等、活動団体の概要が分かる説明資料等を添付してください。なお、押印は不要ですが、文書の真正性を確保するため、申請書作成・提出に係る責任者及び担当者の氏名、連絡先等を必ず明記してください。選定結果は記載された連絡先にお送りします。
- ・本事業において地方公共団体の連携を確認できる資料においては、【参考ひな形】を参考に作成してください。連携することが確認できれば、地方公共団体記載者の役職は問いません。

② 地域プラットフォームづくり活動計画書【様式2】

- ・環境省HPにて提供している地域経済循環分析の結果等の現状や課題の把握に使用した資料を添付してください。

【地域経済循環分析】

<https://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>

③ 実践地域等登録制度登録にかかる様式【様式3-1、様式3-2】

- ・実践地域等登録制度に申請又は登録済の団体については提出不要です。
- ・【様式3-1、様式3-2】について、申請者が地方公共団体の場合は(地方公共団体)の様式を、その他の場合は(地方公共団体以外)の様式を提出してください。

- ・【様式3-2】につきましては、「地域プラットフォームづくり活動計画書」【様式2】にご記載いただいた内容のうち、実践地域登録団体としてHPに公開できる内容を抜粋してご記入ください。

(4) 提出方法等

- ①提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※で送信してください。電子メールの件名には「令和5年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の応募書類」と明記してください。送信後には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認してください。送信日の翌々営業日11時までに受信連絡メールが届かない場合は、再度電子メールにてご連絡ください。

※電子メール1通のデータ上限は10MB（必要に応じ分割すること）

- ②提出場所 sokan-keikaku@env.go.jp

(5) 提出における留意事項

理由の如何によらず、応募書類が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、審査の対象とはしません。また、郵送・来訪等による提出は期限内であっても受け取りません。

必ず、今年度の様式に記載してください。

(6) 応募に関する質問の受付及び回答

① 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階
環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室
E-Mail: sokan-keikaku@env.go.jp

② 受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メールの件名は、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業公募に関する質問」としてください。

メールには質問内容と合わせて、回答先となる担当窓口の所属（部署）、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

③ 受付期間

令和5年2月6日（月）まで

④ 回答

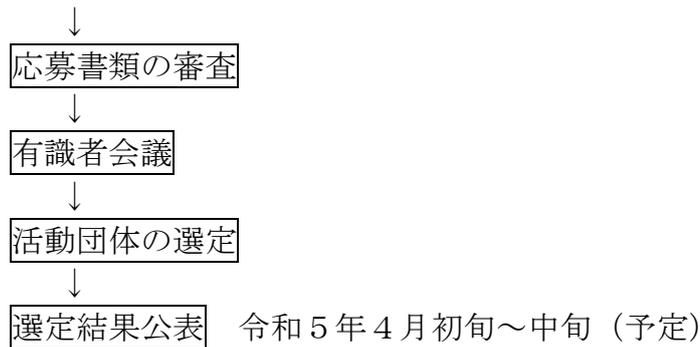
令和5年2月8日（水）17時までに、電子メールにより行います。

(7) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は、以下のとおりです。

書面審査を通過した者を審査するため、有識者会議を開催します。

公募締切 令和5年2月15日（水） 17:00 必着

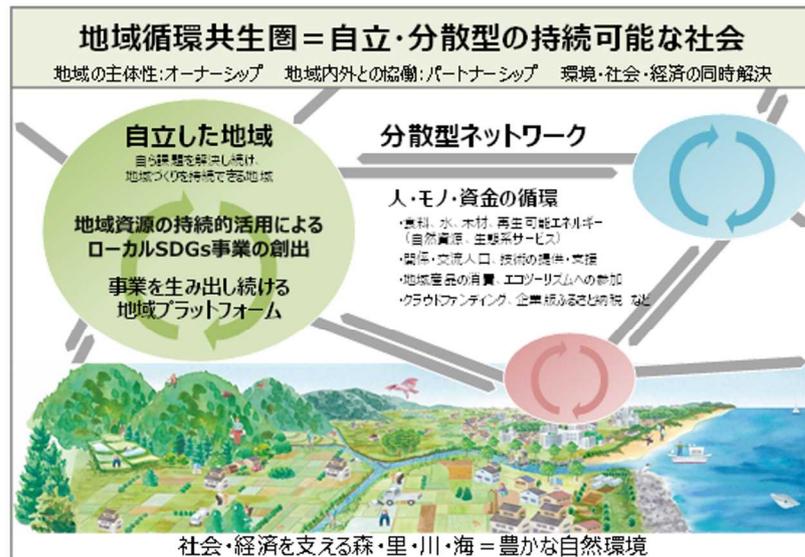


7. 採択後の取組内容、事業予算等

(1) 地域循環共生圏の創造に向けた環境整備

地域循環共生圏とは、自立した地域を日本全国各地で形成しつつ、その自立した地域同士がつながり合い、ひと・モノ・資金・情報など様々な資源が有機的に行き来するネットワークを構築することで、日本全体も持続可能な社会にしていこうという考え方です。この際、私たちの暮らしは森・里・川・海の連関からもたらされる自然資源が活用できる範疇の中でのみ成り立つものであることから、それらを持続可能な形で活用していくことがすべての前提として存在することに留意します。

ここでいう「自立した地域」とは、地域にある課題を主体的に解決しつづけられる地域、そうした地域づくりの活動を持続できる地域のことを指しています。このとき、地域課題の解決にあたっては、関係者から話を聞くことで見つけた課題や、地域がどのような姿でありたいかというビジョンから逆算して導き出した、地域課題の解決に資する様々な具体の取組・事業、すなわち「ローカルSDGs事業」が必要です。地域課題はますます増加・多様化・複雑化をたどっていますから、この「ローカルSDGs事業」は各地域に一つあればよいというものではなく、多数の取組を生み出し続け、育てる必要があります。この「ローカルSDGs事業」を生み育て続ける営みを加速する「地域プラットフォーム」を作るための環境整備を、本事業を通じて実施していただきます。



地域循環共生圏（2018年、閣議決定）とは、**地域資源を活用し、環境・経済・社会を良くしていくビジネスや事業（ローカルSDGs事業）**を社会の仕組みに組み込むとともに、例えば都市と農村のように、地域の個性を活かして**地域同士で支え合うネットワークを形成**するという、「**自立・分散型社会**」を示す考え方。その際、私たちの暮らしが森・里・川・海の連関からもたらされる豊かな自然環境に支えられていることを基本とする。

地域プラットフォームを作るための環境整備とは、具体的には、

- ①地域の人の話を聞きに行くことで仲間をつくり、地域課題や資源を発掘する
- ②地域の資源や課題とビジョンの構造を明確化し、地域のコンセプトを描く
- ③実際にやっていきたい事業のストーリーを語り、事業主体を探す
- ④達成したい目標を設定する

といった取組のことを指します。以上の取組を行った結果として、地域の人々のパートナーシップが拡大し、地域の人々が主体的に活動することを促し、新しい取組や事業が生み続けられる状態となることを目指します。活動団体がこのような取組を実施することにより、活動団体が地域プラットフォームの運営者（＝地域コーディネーター）として、地域で活躍いただけるようになることを期待します。

活動団体が地域プラットフォームの構築に取り組むに当たり、PF構築業務の全国事務局請負者（以下「全国事務局請負者」という。）と協定を締結の上実施していただきます。取組にあたっては、環境省地方環境事務所及び環境パートナーシップオフィス（EPO）／地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）が、関係者との調整、会議運営、人材育成、活動団体が構想策定を通じて行う課題整理・協働取組、事業発掘等の各過程に応じたサポートを行います。

これらの環境整備に取り組む活動団体については、1団体当たり、200万円（税込）を上限として、全国事務局請負者が取組に要した経費を負担します。

経費の種目については、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費を想定しています。ただし、地方公共団体が活動団体となる場合、常勤職員の賃金及び共済費等は対象となりません。また、5万円を超える備品購入や施設整備等、事業終了後に財産となるような資金は対象となりません。また、ここに示した対象経費に合致する場合であっても、支出目的が事業の目的に合致しないと判断される場合には、対象とならないことがあります。

なお、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造、支援のあり方や効果を測る指標等の

検討を実践的に行うため、以下に掲げる内容への対応及び資料の提出を必須とします。

① 「地域循環共生圏創造の手引き」【別添3】を参考に環境整備に取り組むとともに、取組の成果報告として、以下の成果物の提出をしていただきます。

- ・地域の構想を書き示したコンセプトペーパー
- ・ステークホルダーリスト（掲載者の了承を得たもの）
- ・地域の構想の核となる事業の概要（3つ）（事業のタネシート）
- ・地域における取組の成果を測定する指標案（目標シート）

成果物は、中間共有会（9月～11月頃（予定））において、進捗状況の報告を行っていただき、令和6年2月初旬～中旬頃に提出いただきます。

また、必要に応じて取組実施期間中に数回程度、資料の提出を求める場合があります。

なお、各様式については、別途指示します。

② EPOが活動団体に対して、活動団体の活動目標及び年間計画等、今後のサポートに必要と思われる事項について、年度当初にヒアリングするとともに、活動計画の打合せを行います。その打合せや、選定時の有識者からのコメント等を踏まえ、修正版の活動計画をキックオフミーティングの発表資料等に反映していただき、その資料を確定版の活動計画とみなします。なお、環境整備の取り組みを進める中で、活動計画の内容が発展的に変更されていくことを推奨しています。その際に、年度当初に作成した活動計画の文章等を修正する必要はありません。

また、環境整備の各過程に応じたサポートのため、取組実施期間中は適宜EPOから打合せ等の連絡をいたします。少なくとも月に一回は、EPOと電話やオンラインを含むミーティング等を行い、コミュニケーションをとってください。なお、ミーティングの際にステークホルダーや地域の人との意見交換等を実施した場合はステークホルダーリスト【様式2】をEPOに提出してください。

③ 以下の予定されている会議へ出席していただきます。

- ・キックオフミーティング（1回、都内、2日程度、6月上旬頃予定）
- ・中間共有会（1回、各地方環境事務所の管轄エリア内、2日程度、9月～11月頃予定）
- ・成果共有会（1回、都内、2日程度、3月頃予定）

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、オンライン開催に変更する場合がございます。

※上記3つのイベントにかかる活動団体担当者1名分の旅費・宿泊費については、実費を環境省が負担します。

④ 活動地域において、地域プラットフォーム関係者が方向性を共有することが重要であるため、環境整備の取組の一つとして、ステークホルダーや地域の人との意見交換によって、①地域課題の共有、②地域の目指すものの共有、③事業計画のブラッシュアップ、等の意見交換を図るためのステークホルダーミーティング

を1回以上開催してください。時期については7月～翌年2月頃を想定しています。

※上記の内容に合致するのであれば、活動団体による他の会議に当てはめても問題ありません。会議の名称も変更可能です。

※本会議の開催に要する経費は、環境整備の取組の一環として、活動団体経費（200万円（税込）を上限とする）から支出して下さい。

※ステークホルダーミーティングの計画・準備に関し、EPOが後方支援をいたします。

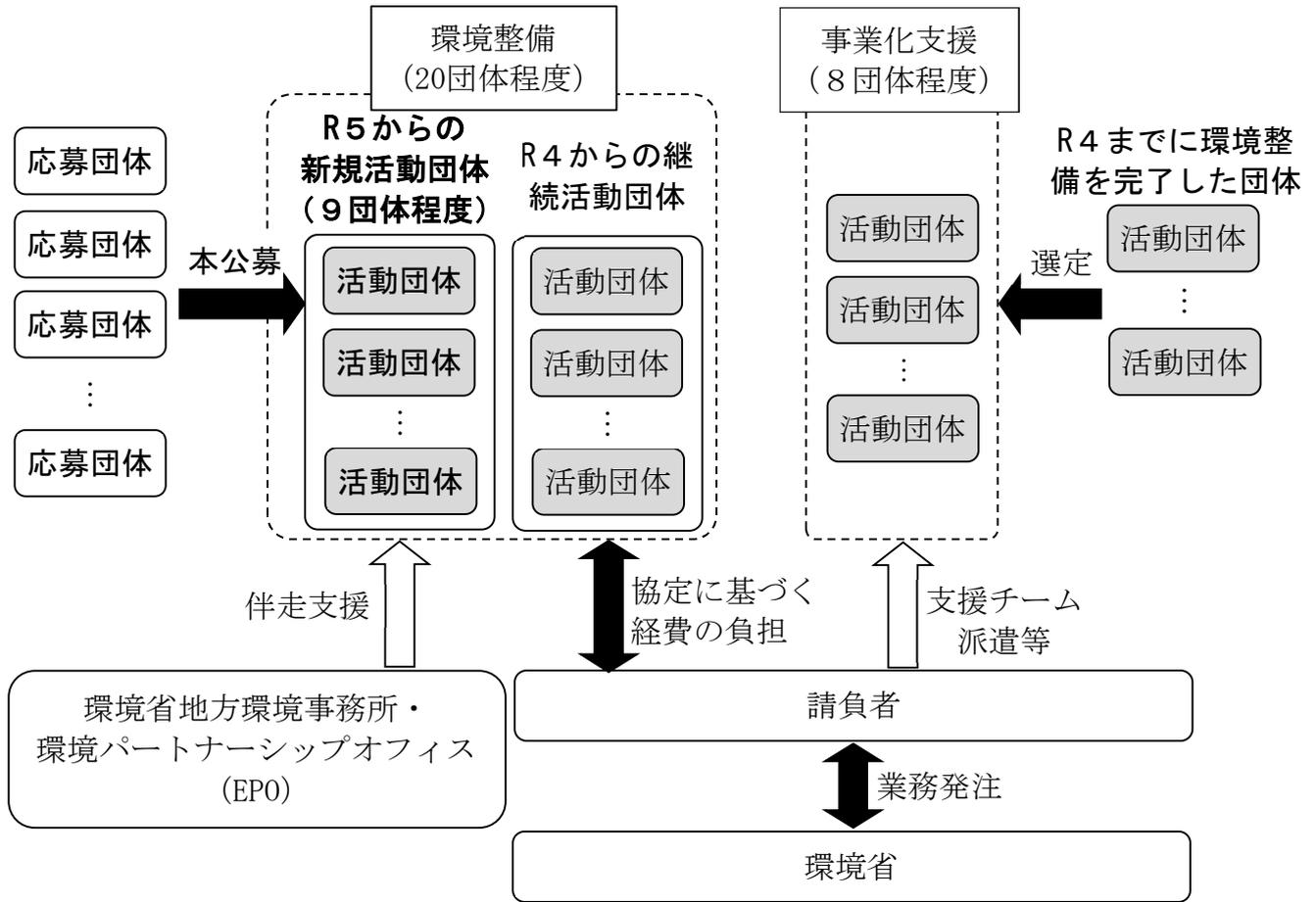
※傍聴者として、環境省や全国事務局請負者等が参加する場合がございます。

※本事業のスキーム等については、以上に記載した内容のほか、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」【別添4】をご参照ください。

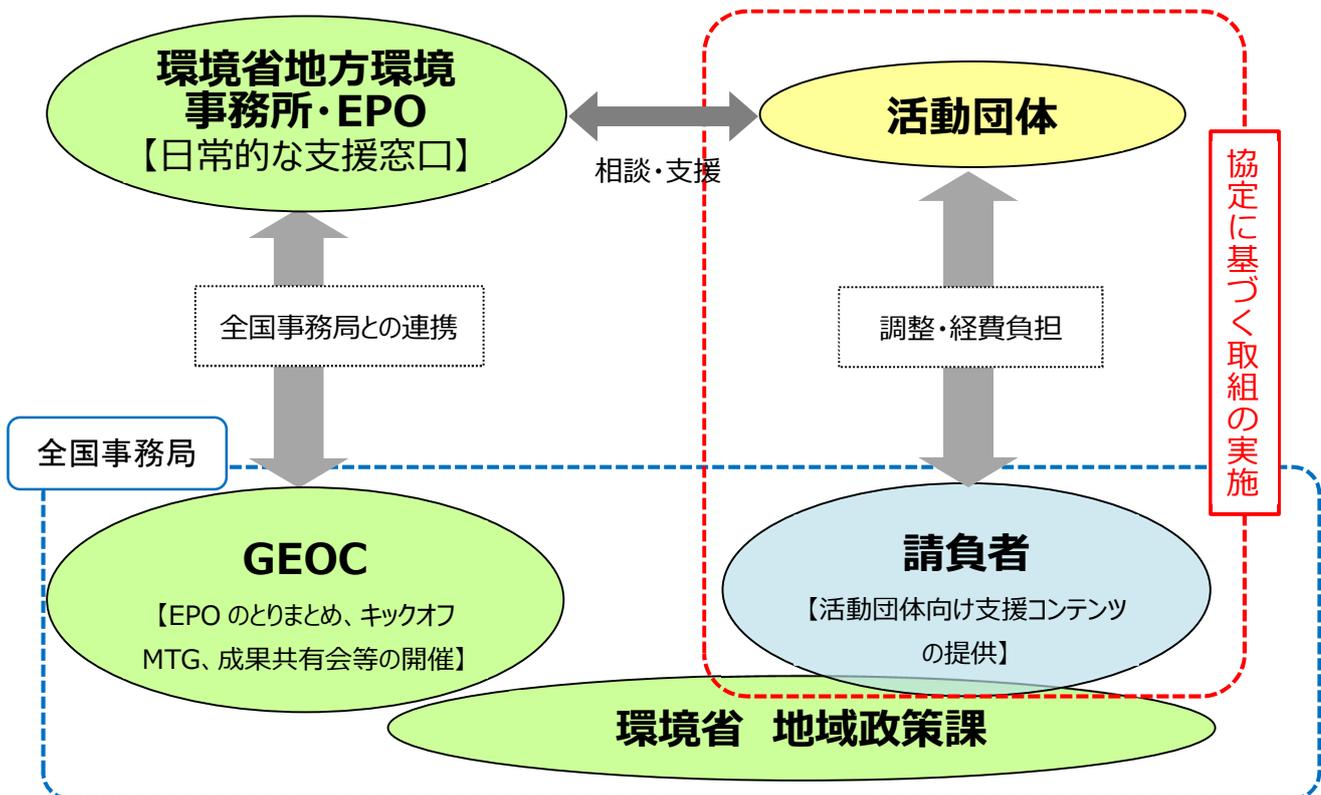
※環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）については、以下をご参照ください。

http://www.env.go.jp/policy/post_156.html

【事業実施体制図】



【環境整備の進め方】



II. 留意事項等

1. 事業開始

選定された活動団体は、請負者と協定を締結のうえ取組を行うことになるため、活動団体の取組実施により請負者が負担する経費の執行は環境省と請負者の契約日以降に可能となります。契約日は現時点で4月上旬を想定しています。

2. 事業完了日

活動団体としての完了日は、請負者との協定に基づく指定日となります。

3. 留意点

(1) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。

(2) 地域循環共生圏実践地域等登録制度への登録

本事業に採択された場合、「地域循環共生圏実践地域等登録制度」に登録いたしますのでご了承ください。

※不採択の場合、非登録を選択可能。

※実践地域等登録制度の詳細は以下をご参照ください。

[\(http://chiiki.junkan.env.go.jp/tsunagaru/chiiki_touroku/\)](http://chiiki.junkan.env.go.jp/tsunagaru/chiiki_touroku/)

(3) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。

提出された応募書類のうち、実践地域登録制度の登録様式である【様式4-1、4-2】以外の応募書類については、応募者に無断で、応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。